

<基本目標1>子どもと親の健やかな育ちを支える

【施策1】子どもと親の健康づくり

No.	取組番号	取組内容
1	1	保健指導を充実するとともに、フォローが必要な妊婦に対しては、電話相談や家庭訪問を行い、必要な支援につなぎ、妊娠中や出産時の不安軽減に取り組みます。
2	2	助産師・保健師・管理栄養士による出産準備教育「ハロー！Baby教室」を実施し、出産・子育てに関する悩みや不安の軽減を図ります。
3	3	出産から4カ月頃までの産婦で、出産後の体調回復が十分でない、心理的ケアが必要、家族等から十分な育児・家事の支援が受けられないなどの母親を対象に、宿泊型やデイサービス型の産後ケア事業の実施や、母親の回復や育児スタートの支援を行うことを検討します。
4	4	4カ月児・10カ月児・1歳6カ月児・3歳児健康診査、2歳児歯科相談の実施と受診勧奨の徹底により、保健師による適切な指導や相談しやすい関係づくりに努めます。就学前には就学時検診を実施し、就学に備えた健康状態や生活状況の把握に努めます。
5	5	乳幼児健康診査や窓口での面談、各種教室等を通じて、また、乳幼児健康診査未受診者等、支援が必要と判断された子育て家庭には、家庭訪問や面談を実施し、継続的なフォローを行い、信頼関係の構築に努めます。
6	6	必要な予防接種は、健康診査や窓口での面談、各種教室等のときに個別に、また、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校を通じてチラシを配布する等により接種を勧奨します。
7	7	関係機関と連携することで小児医療の提供を確保し、広報あしやや町ホームページ等を活用し、医療機関情報や子どもの急病時の対応について、情報提供に努めます。

【施策2】きめ細かな相談支援体制の充実

	取組番号	取組内容
8	1	妊産婦・乳幼児等が必要とする支援を切れ目なく提供できるよう、妊婦健康診査の結果等を継続的に把握し、関係機関と連携し、妊産婦等への相談・助言を行います。
9	2	支援が必要と考えられる妊婦には、支援プランを策定し、適切な時期に適切な支援が受けられるよう努めます。
10	3	子育て世代包括支援センターがワンストップ拠点として地域に定着するよう、母子健康手帳交付時や転入時に、妊産婦や町民に周知し、利用促進を図ります。
11	4	支援を必要とする子どもやその保護者等の早期発見、適切な支援の実施に向け、母子保健や子育て支援に携わる関係機関(医療機関、子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、学童クラブ等)や地域の関係団体(民生委員・児童委員等)と連携します。

【施策3】子どもの健全な成長を支える食育の機会の充実 【計画書P65】

	取組番号	取組内容
12	1	乳幼児の離乳食・幼児食の時期から親子の正しい食生活を身に付け、豊かな食生活を送るため、離乳食相談や乳幼児食教室「ばくばく料理教室」を実施します。
13	2	子どもたちが食の大切さや楽しさを身に付けられるよう、家庭、学校や保育所、幼稚園、認定こども園等の各施設において、また、食生活改善推進会等の地域ボランティアとの連携により、学習機会や体験活動の提供に努めます。
14	3	健康な生活習慣を確立するため、小中学校において「休養・栄養・運動」を視点とした学習を推進するとともに、「残食ゼロ」や「弁当の日」等の取り組みを通して、健康な体の基盤となる食育の推進を図ります。

<基本目標2>子どもと親が安心して生活できる

【施策1】乳幼児期の教育・保育の充実

	取組番号	取組内容
15	1	保育所、幼稚園、認定こども園の提供する教育・保育については、本計画における利用量の見込みに応じて施設の利用定員の確保を行います。(第5章)
16	2	保育所、幼稚園、認定こども園において、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性を確保していきます。また、幼児期からの英会話教育を進めます。
17	3	幼児教育・保育の環境を充実させるため、保育所、幼稚園、認定こども園の運営や施設・設備の整備を支援します。

【施策2】子育てに関する情報提供の充実

	取組番号	取組内容
18	1	広報あしやや町ホームページ、チラシ・ポスター等を活用し、子育てに関する情報提供の充実を図ります。また、スマートフォン等携帯端末の活用など、多様な手法を検討します。
19	2	子育て支援センター「たんぼぼ」において、乳幼児やその保護者がお互いに情報交換を行う場を提供するとともに、イベントの開催や講演会等を開催し、情報提供の充実に努めます。

【施策3】地域の多様な子育て支援サービスの充実

	取組番号	取組内容
20	1	子育て支援センター「たんぼぼ」を地域の子育て支援拠点として、専門職による相談や必要な情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動を支援していきます。また、働く母親や父親を含めたより多くの人が利用しやすい環境づくりの充実に努めます。
21	2	延長保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、学童クラブ、病児・病後児保育事業等、多様な子育て支援サービスの実施と利用しやすい向上に努めます。
22	3	ファミリー・サポート・センター事業の実施に向けた検討など、地域の中で、子育てを支援していく仕組みづくりに向け取り組みます。

<基本目標3> 子どもの権利を守り自立を支える

【施策1】 障がいのある子どもと家庭への支援の充実

取組番号	取組内容
23	1 妊婦や乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断、未就学児を対象としたすくすく発達相談、ほほえみ相談等を通じて、障がいの早期発見や支援策の検討を行います。また、ほほえみ教室を実施し、専門家による発達支援を行います。
24	2 「あしやすくすくファイル」を活用し、成長や療育の経過等を把握し、支援につなげます。また、「あしやすくすくファイル」の活用を促進するため、広報・啓発の充実を図ります。
25	3 日常生活等で困りごとのある子どもの発達に悩む保護者が専門家に相談できる教育相談会を実施し、発達障がいの早期発見や支援方策を見出し、就学や進路選択が円滑に行われるよう支援を行います。
26	4 特別支援教育連携協議会による関係機関との連携し、特別支援教育に関する知識や専門性の強化を図ります。
27	5 スクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校の子ども一人ひとりの心理面のケアや家庭の相談支援を行います。
28	6 障がいのある子どもと関わる上での教職員等の資質向上を図り、障がいの有無にかかわらず子ども一人ひとりが特性に応じた教育を受けられるよう支援を行います。また、必要に応じ介助員を配置します。
29	7 放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がい児の生活能力向上のための訓練等を提供することで、障がい児の自立支援、保護者の負担軽減を図ります。
30	8 保護者や子どもに障がいがある等で、育児に支援が必要な場合は、障害福祉サービスのホームヘルパーの派遣による支援を行います。
31	9 保育所、認定こども園において、障がい児保育のための保育士等の加配を支援し、障がい児の教育・保育利用を進めます。

【施策2】 虐待・DV等の暴力被害の予防、早期発見と被害を受けた子どもと家庭への支援 【計画書P71～P72】

取組番号	取組内容
32	1 乳児家庭への全戸訪問や乳幼児健康診査等を通して、親の育児不安や養育状況の把握、相談しやすい関係づくりに努め、虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。また、乳幼児健康診査未受診者には保健師等が、不登校児等についてはスクールソーシャルワーカー等が訪問指導により対応していきます。
33	2 児童虐待を発見しやすい立場にある保育所、幼稚園、認定こども園、学校等の職員に対する児童虐待に関する研修の実施や研修機会の情報提供に努めます。
34	3 広報あしや町ホームページ、チラシ・ポスター等で児童虐待防止やDV防止のための啓発を行うとともに、相談窓口と児童相談所全国共通ダイヤル「189(いち はやく)」について周知を図ります。
35	4 相談体制強化に向け、必要な専門家を確保し、「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、町の子育て世代包括支援センターとの連携により、適切に相談支援ができる体制づくりに努めます。
36	5 虐待(の疑い)があった場合は、芦屋町要保護児童対策協議会において、要保護児童の個別ケース会議を開催し、支援内容に関する協議を行うとともに、児童相談所、警察、医師、民生委員・児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等の関係機関との情報共有や連携した対応により、子どもの安全確保や環境の改善を図ります。
37	6 DV被害家庭について、福岡県女性相談所、保健福祉環境事務所家庭児童相談室と連携し、情報の共有を行い、必要な支援につなげます。また、相談に対応できるよう研修等に参加し、資質向上に努めます。

【施策3】 ひとり親家庭の自立に向けた支援

取組番号	取組内容
38	1 児童扶養手当やひとり親医療、保育料軽減措置等によりひとり親の支援を行います。
39	2 ひとり親家庭等日常生活支援事業によりヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の日常生活の支援を行います。また、必要な人へ事業の情報を提供していきます。
40	3 就業支援や養育費相談等経済的課題については、ひとり親サポートセンター、その他生活全般の困りごとは福岡県の子ども支援オフィス(水巻オフィス)等、関係機関との連携による相談支援を行います。

【施策4】 子育て家庭への経済的支援、子どもの貧困対策の推進 【計画書P73】

取組番号	取組内容
41	1 すべての子どもが均等に質の高い教育を受けられるよう、生活困窮世帯の小・中学生を対象に、気軽に通うことのできる地域の居場所を兼ねた学習支援の実施について検討していきます。
42	2 低所得世帯の保育所、幼稚園、認定こども園の保育料や学童クラブの負担軽減、幼稚園利用者の給食副食費(おかず代)の減免、義務教育における学用品費、給食費、修学旅行費等の援助等により、経済的な支援を行います。
43	3 芦屋町子ども医療制度の負担軽減を継続します。
44	4 出産祝金事業、子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助事業、通学費補助事業、不妊治療助成事業を実施し、子育て世代の経済支援を行います。また、学校給食費等の減免制度を検討します。

<基本目標4> 子どもと親がともに学び育つ

【施策1】 学校教育の充実

取組番号	取組内容
45	1 一人学び・協同学びを実践し、基礎的学力の向上を図ります。また、ICTの活用により、子どもたちの学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業実施を推進します。
46	2 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校まで一貫した心の教育を実践し、豊かな心と規範意識の育成を図ります。
47	3 特別支援教育の推進を通して、一人ひとりの児童・生徒の成長をきめ細やかに支援する体制づくりに努めます。
48	4 芦屋釜の里での茶道体験等を通じ、町の文化や歴史を学ぶ機会を設けます。

【施策2】 生涯学習、地域での教育の充実

取組番号	取組内容
49	1 親子体験型事業を実施し、親子でのふれあい、家族の大切さを学ぶ機会を設けます。
50	2 各種ボランティア団体の活動支援や団体間の連携を通して、地域で活動する人材の育成に努めます。また、学校サポーター制度への取り組みや各種社会教育団体等への支援を行い、学校・家庭・地域における連携体制を充実させ、地域の教育力の向上を図ります。
51	3 次代を担う青少年リーダーの育成を図るため、あしやハンズオンキッズや佐野市青少年交流事業、リードぼらんていあキッズ事業等の体験活動を取り入れた多様な青少年育成事業を推進します。
52	4 子どもや家族が運動する機会を提供し、スポーツに親しむ環境づくりに努めるとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの醸成を図ります。

【施策3】 生涯にわたる人権教育の推進

取組番号	取組内容
53	1 子どもの権利について、広報あしや等で啓発します。
54	2 「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき各種施策を実施し、人権教育・啓発を推進します。
55	3 町内の保育所、幼稚園、認定こども園、学校、学童クラブに対し、人権教育・研修への積極的な参加を働きかけ、幼児教育・保育従事者、教職員等の人権意識向上を図ります。

<基本目標5> 地域全体が子育てを支え見守る

【施策1】子どもと親の遊び場、交流の場の充実

取組番号	取組内容
56	1 子育て支援センターをはじめ、気軽に親子が集える場づくりに努め、子育て経験者等との交流の場としての活用を促進します。
57	2 子育て世帯が利用しやすく、安心して子どもが遊べる公園整備に努めます。
58	3 放課後や休日の子どもたちの居場所となるよう、各校区の公民館の図書館や児童室、サロンを開放します。

【施策2】子育てと仕事の両立支援

取組番号	取組内容
59	1 「第2次芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき、働きやすい職場環境の充実とワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供に努めます。
60	2 男性の子育て・家庭生活に対する男女共同参画の意識醸成に向け、男性向けの育児講座や女性の妊娠・出産・子育てに関する負担を理解できるような広報・啓発に努めます。

【施策3】安全な子育て環境づくり

取組番号	取組内容
61	1 防犯パトロールや青パトによる町内巡回を行い、不審者の監視強化や犯罪抑止強化を図ります。また、青少年健全育成町民会議によるあいさつ運動や見守り活動、夜間巡回への支援をはじめ、不審者対策などを通して、青少年の安心・安全なまちづくりを推進します。
62	2 防犯街灯を適正に管理するとともに、防犯カメラの設置等、防犯環境の整備を推進します。
63	3 子どもが犯罪等に遭ったとき(遭うおそれのあるとき)の緊急避難場所となる「こども110番の家」の普及を行い、地域による防犯体制の強化に努めます。
64	4 児童・生徒の通学路における危険箇所の点検・確認等を行うことにより、学校、地域、家庭が一体となって犯罪・事故が起こらない地域環境の整備を推進します。